



平成 20 年 6 月 27 日

各 位

上場会社名 加賀電子株式会社  
コード番号 8154 東証第一部  
本社所在地 東京都文京区本郷二丁目2番9号  
代表者の役職 氏名 代表取締役社長 塚本外茂久  
問合せ先 専務取締役 管理本部長 下山和一郎  
TEL 03-4455-3111

### エー・ディ・エム株式会社との資本・業務提携及び エー・ディ・エム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

加賀電子株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 6 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおりエー・ディ・エム株式会社（JASDAQ：3335。以下「対象者」といいます。）と資本・業務提携契約（以下「本提携契約」といいます。）を締結し、対象者株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 買付け等の目的

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の取締役会において、対象者を当社の連結子会社とする目的として、株式会社ジャスダック証券取引所に上場している対象者普通株式の 1,647,300 株（発行済株式総数（平成 20 年 4 月 30 日現在 3,230,000 株）の 51.00%）を上限、1,444,000 株（同 44.71%）を下限とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けについては、同日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。なお、対象者の代表取締役社長である山崎浩生氏は、特別利害関係人としてかかる決議に参加しておりません。

当社は、創業以来、「お客様のあらゆるエレクトロニクスに関する御要望にお応えします。」をモットーに、独立系エレクトロニクス総合商社として幅広い領域で事業展開をしており、主に一般電子部品事業、半導体事業、EDMS 事業、情報機器販売事業、及び新規事業の 5 つの事業から構成しております。

近年、当社及び対象者の属するエレクトロニクス業界におきましては、液晶テレビやデジタルカメラなどのデジタル家電が好調を維持しておりましたが、半導体の需給バランスの悪化に伴う DRAM 価格の大幅下落や、競争激化による製品市場の価格下落などにより、収益環境は厳しい状況が続いております。

かかる環境の中で、当社は、幅広い事業展開で培ってきた営業力を活かした事業拡大を目指すため、積極的な技術投資を行うことによる技術サポート力の強化や、顧客の製造拠点としての海外展開に対応するための積極的な海外拠点の展開を推進しています。また、電子部品・半導体の新規商材の開拓や新規顧客の開拓など当社グループの総合力を発揮すべく努力しておりますが、現有する技術力や海外展開力といった経営資源を十分活かすためには、さらなる商材の取扱量の増加が重要となっており、より一層の新規商材の開拓及び新規顧客の開拓が課題になっております。特に今後ビジネスの核となるべき有力商材に係る販売代理店権を獲得することにより、現有する経営資源を十分活かすことが可能になると考えております。

一方、対象者は、米国の半導体メーカーであるアナログ・デバイセズ社（以下「アナログ社」といいます。）の製品

の国内販売を目的に、アナログ社の販売代理店として設立されて以来約 30 年にわたりアナログ社製品の国内販売を中心し事業活動をし、主として、アナログ社コンバータやアンプ等のアナログ IC 及び DSP 等の製品を、デジタル家電（デジタル・スチルカメラ・DVD・音響機器等）及び携帯電話等のエレクトロニクス製品を製造する電子機器メーカーや産業機器メーカーに販売しております。対象者は、アナログ社の有力な国内販売代理店の一つとして、長年にわたりアナログ社製品の販売等を通じて蓄積されたアナログ・デジタル技術に関するノウハウ等を活用し、主要顧客の製品開発に際して設計段階よりアナログ社とともに参画し顧客ニーズ等に合致した商品を提供している他、顧客の生産計画等に対応した商品の供給等に努めております。

対象者が、アナログ社製品の販売を中心とした対象者の今後のビジネス拡大のためには、さらなる技術サポート力が必要であるとともに顧客ニーズに応えるための海外展開力の拡大は必須であり、既に香港とシンガポールにおいて国内優良顧客の製造拠点に対する製品供給を行う目的で関連子会社の運営を行っているものの、今後そのオペレーションのさらなる充実と経営の効率化を図ることも課題となっております。また、これまで養った営業力を活かして事業を拡大していくためには、新規商材の開拓も重要な課題であると思われます。

上記のような環境認識を踏まえ、先般より、当社と対象者は、資本及び業務提携（以下「本提携」といいます。）について協議してまいりました。その結果、両社は、取扱製品及び販売市場に関する強い補完関係を有するとともに、技術や人材の交流により顧客へのサービスの質の向上を図ることが可能であるとの共通認識に至り、両社グループの技術部門や営業部門の融合を通じて半導体商社機能を強化するとともに、外部の企業との合従連衡を通じてグループ全体の更なる売上の拡大を図ると同時に企業価値の向上を図ることを目的とし、平成 20 年 6 月 27 日付で本提携契約を締結いたしました。本提携契約において当社は、対象者を当社グループにおける半導体商社機能を担う中核会社として育成・強化することや当社が展開しているアナログ社との連携強化を推進していくことなどにつき対象者との間で合意しております。なお、具体的施策の検討については、今後合同で業務提携委員会を設置し、鋭意協議を重ねることとなります。当社は対象者を当社グループにおける半導体商社機能を担う中核会社の一つとして位置付け、更なる拡販活動に最大限協力していく予定です。

本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役会は、臨時株主総会（平成 20 年 9 月に開催される予定です。以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催し、当社が指名する取締役及び監査役を選任する議案を本臨時株主総会に付議する予定です。当社が指名する取締役及び監査役（いずれも非常勤を含む。）は、それぞれ総数の 2 分の 1 に 1 名を加えた数とし、当社が指名する取締役から代表取締役社長を選任するための本臨時株主総会及び取締役会の開催その他に必要な手続きをとることが本提携契約において合意されております。当社は、対象者へ取締役を派遣するなどにより経営に参画し、今後の両社の事業拡大等、本提携によるシナジーを早期に顕在化させ、対象者と緊密かつ友好的な協力関係を構築しつつ、両社の永続的な成長を図ってまいります。（その他、本提携契約における合意内容については、後記「6 その他」の「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」もご参照ください。）

本公開買付けを実施するにあたり、当社は対象者の代表取締役社長であり大株主である山崎浩生氏（所有株式数 994,000 株。発行済株式総数に対する所有株式数の割合 30.77%）、小林隆英氏（所有株式数 260,000 株。同割合 8.05%）及び山崎弘子氏（所有株式数 190,000 株。同割合 5.88%）との間で、それぞれが保有する対象者の株式を本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

当社は、第三者算定機関である PwC アドバイザリー株式会社（以下「PwC アドバイザリー」といいます。）による対象者の株式価値の算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・デリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株価動向、過去の発行者以外のものによる株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 950 円と決定しました。なお、本公開買付けにおける買付価格 950 円は、本公開買付け開始を決議した取締役会前日（平成 20 年 6 月 26 日）までの過去 1 ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者株式終値の単純平均値 516.68 円（小数点以下第三位四捨五入）に対して 83.87%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額であり、同日の対象者株式終値 481 円に対して 97.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

当社は、本公開買付け及び本提携により対象者を連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施いたしましたが、本公開買付けにおける株式に換算した買付予定の下限につきましては、応募に関する同意の状況、本公開買付けの成立の可能性等を鑑み、1,444,000株（発行済株式総数の44.71%）と設定いたしました。

本公開買付けにより当社が対象者の総株主等の議決権の数に対して40%以上50%未満の議決権を有するに至り、かつ、当社が指名する者が対象者の取締役の過半数を占めた場合には、対象者は当社の連結子会社となる予定であり、前記のとおり本提携契約において対象者は、当該役員選任のために必要な手続きを取る旨に合意しております。

当社は、引き続き対象者株式の株式会社ジャスダック証券取引所における上場は維持する方針であり、現時点において、本公開買付け終了後に追加の対象者株式取得をする予定もありません。

## 2. 買付け等の概要

### （1）対象者の概要

① 商 号	エー・ディ・エム株式会社	
② 事 業 内 容	電子機器及び部分品の仕入販売	
③ 設 立 年 月 日	昭和50（1975）年2月6日	
④ 本 店 所 在 地	大阪市中央区南本町二丁目6番12号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山崎 浩生	
⑥ 資 本 金	5億6,033万円	
⑦ 大株主及び持株比率	山崎 浩生	30.78%
	小林 隆英	8.05%
	山崎 弘子	5.88%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.18%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.86%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.84%
	ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー	
	505025	1.10%
	（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行）	
	株式会社みずほ銀行	0.93%
	株式会社りそな銀行	0.93%
	日本生命保険相互会社	0.93%
	三菱UFJキャピタル株式会社	0.93%
⑧ 公開買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

### （2）買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

#### ① 届出当初の買付け等の期間

平成20年6月30日（月曜日）から平成20年7月28日（月曜日）まで（20営業日）

#### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買

付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年8月11日（月曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、950円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を検討するにあたり、PwCアドバイザリーより提出された株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を参考にしました。

PwCアドバイザリーは対象者株式価値の算定方法を検討した結果、市場株価基準方式、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）及び修正簿価純資産方式の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書によりますと、市場株価基準方式では496円から519円、DCF方式では860円から1,032円、修正簿価純資産方式では1,117円から1,178円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社は買付価格を決定するにあたりPwCアドバイザリーから受領した算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・デリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株価動向、過去の発行者以外のものによる株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり950円と決定しました。

なお、本公開買付けにおける買付価格950円は、本公開買付け開始を決議した取締役会前日（平成20年6月26日）までの過去1ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における対象者株式終値の単純平均値516.68円（小数点以下第三位四捨五入）に対して83.87%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをえた金額であり、同日の対象者株式終値481円に対して97.51%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをえた価格であります。

② 算定の経緯

当社は平成20年5月頃より、対象者と本提携の可能性について協議してまいりました。その結果、両社は、取扱製品及び販売市場に関する強い補完関係を有するとともに、技術や人材の交流により顧客へのサービスの質の向上を図ることが可能であるとの共通認識に至り、今後の両社の競争力向上、事業拡大によるそれぞれの企業価値の向上を図ることを目的とし、平成20年6月27日付で資本・業務提携契約を締結いたしました。

当社は対象者との間で本提携の協議・交渉を開始するに際して本公開買付けにおける買付価格を検討するにあたり、平成20年5月下旬、PwCアドバイザリーに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成20年6月26日に算定書を受領いたしました。

PwCアドバイザリーは市場株価基準方式、DCF方式及び修正簿価純資産方式の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。算定書によりますと、市場株価基準方式では496円から519円、DCF方式では860円から1,032円、修正簿価純資産方式では1,117円から1,178円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当社はPwCアドバイザリーから受領した算定書の各手法の算定結果のほか、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・デリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株価動向、過去の発行者以外のものによる株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり950円と決定しました。

なお、本公開買付けについては、平成20年6月27日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。

③ 算定機関との関係

PwCアドバイザリーは、当社又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定の下限	③株式に換算した 買付予定の上限
株券	1,647,300 株	1,444,000 株	1,647,300 株
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券	—	—	—
株券等預託証券	—	—	—
合計	1,647,300 株	1,444,000 株	1,647,300 株

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(1,444,000 株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」(1,647,300 株。以下「買付予定の上限」といいます。)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(後記(11)において記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません)。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	16,473 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	32,296 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の上限(1,647,300 株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成19年10月期(第33期)有価証券報告書(平成20年1月29日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(400 株)に係る議決権の数(4 個)を加えた32,300 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,564 百万円

(注) 本公開買付けにおける買付予定の上限(1,647,300 株)に、1株当たりの買付け等の価格を乗じた金額です。公開買付代理人に支払う手数料の見積額、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用は含まれておりません。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成 20 年 8 月 1 日（金曜日）

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 20 年 8 月 11 日（月曜日）までとなります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、応募株主等の指示により、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく下記の方法により返還します。

- i 応募に際し公開買付代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）に郵送又は交付します。
- ii 公開買付代理人（又は公開買付代理人を通じて保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たない場合は、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限を超える場合は、買付予定の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元

（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、

第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人に到達することを条件とします。（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行なうことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 20 年 6 月 30 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人 日興コーディアル証券株式会社

### 3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

加賀電子株式会社	東京都文京区本郷二丁目 2 番 9 号
株式会社ジャスダック証券取引所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号

### 4. 日程

平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）	資本・業務提携及び本公開買付け開始に関する取締役会決議 資本・業務提携契約締結
平成 20 年 6 月 30 日（月曜日）	公開買付開始公告、公開買付期間開始
平成 20 年 7 月 28 日（月曜日）	公開買付期間の末日
平成 20 年 8 月 1 日（金曜日）	本公開買付けの決済の開始日

### 5. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### （1）公開買付け後の方針

本公開買付けの成立により当社が、対象者の総株主等の議決権数の過半数以上を取得できた場合、対象者は当社の連結子会社となります。なお、本公開買付けにより当社が対象者の総株主等の議決権の数に対して 40% 以上 50% 未満の議決権を有するに至った場合にも「1. 買付け等の目的」及び「6. その他（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」記載のとおり、当社は対象者の取締役及び監査役について、それぞれ総数の 2 分の 1 に 1 名を加えた数の取締役及び監査役、及び代表取締役社長を指名します。これにより当社が指名する者が対象者の取締役の過半数を占めた場合には、対象者は当社の連結子会社となる予定であり、本提携契約において対象者は、当該役員選任のために必要な手続きを取る旨に合意しております。

また、業務提携の具体的施策の検討については、今後合同で業務提携委員会を設置し、銳意協議を重ねることとなります。当社は対象者を当社グループにおける半導体商社機能を担う中核会社の一つとして位置付け、更なる拡販

活動に最大限協力していく予定です。

## (2) 今後の見通し

本公開買付けによる平成 21 年 3 月期連結業績及び単体業績への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

## 6. その他

### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

- ① 当社と対象者は、平成 20 年 6 月 27 日付で本提携契約を締結いたしました。本提携契約において、概ね以下の事項に合意しております。なお、業務提携の具体的施策の検討については、今後合同で業務提携委員会を設置し、銳意協議を重ねることとなります。
  - ・当社が、対象者を当社の連結子会社とすることを目的とする本公開買付けを実施し、対象者は本公開買付けに賛同すること。
  - ・本公開買付け成立後、当社は、対象者の取締役及び監査役について、それぞれ総数の 2 分の 1 に 1 名を加えた数の取締役及び監査役（いずれも非常勤を含む。）を指名し、対象者は当社の指名に沿った役員選任が行なわれるよう必要な手続きをとること。
  - ・対象者は本公開買付け完了後速やかに、当社が指名する者を取締役に選任し、かつそのうち当社の指名する者を代表取締役社長に選任するための臨時株主総会を開催すること。
  - ・本公開買付け成立後の対象者の監査役の数は 3 名とし、対象者は本公開買付け完了後速やかに、当社及び対象者の合意により指名される 1 名及び当社の指名する 2 名を監査役に選任するための臨時株主総会を開催すること。
  - ・本公開買付け成立後も対象者の上場を維持するよう努めること。
  - ・両社グループの技術部門や一部営業部門の融合を通じて半導体商社機能を強化するとともに、外部の企業との合併連携を通じてグループ全体の更なる売上の拡大を図ると同時に企業価値の向上を図ること。
  - ・対象者を当社グループにおける半導体商社機能を担う中核会社として育成・強化すること。
  - ・当社が展開しているアナログ社との連携強化を推進していくこと。
  - ・人材交流や営業拠点の統合、IT システム及び財務分野での融合を図ること。
- ② 本公開買付けを実施するにあたり、当社は対象者の代表取締役社長であり大株主である山崎浩生氏（所有株式数 994,000 株。発行済株式総数に対する所有株式数の割合 30.77%）、小林隆英氏（所有株式数 260,000 株。同割合 8.05%）及び山崎弘子氏（所有株式数 190,000 株。同割合 5.88%）との間で、それぞれが保有する対象者の株式を本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。但し、本公開買付けを通じて売却できなかつたそれが保有する対象者の株式に係る議決権行使について合意している事項はなく、当社の特別関係者には該当いたしません。
- ③ 対象者は、平成 20 年 6 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。なお、対象者の代表取締役社長である山崎浩生氏は、特別利害関係人としてかかる決議に参加しておりません。

### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断される他の情報

- ① 対象者は、平成 20 年 6 月 19 日に「平成 20 年 10 月期 中間決算短信」を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の業績は以下のとおりです。なお、以下の公表内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

平成 20 年 4 月中間期の連結業績（平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 4 月 30 日）

会計期間	平成 20 年 4 月中間期
売上高（百万円）	12,561
営業利益（百万円）	116
経常利益（百万円）	23
中間純利益（百万円）	1

1 株当たり中間純利益 (円)	0.49
-----------------	------

② 対象者は、平成 20 年 6 月 27 日に「特別損失の発生及び平成 20 年 10 月期（連結・個別）の業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の業績予想は以下のとおりです。なお、以下の公表内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場なく、また、実際にかかる検証を行っておりません。

#### 平成 20 年 10 月期業績予想の修正（平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 10 月 31 日）

##### i 連結

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)
前回発表予想 (A)	22,043	247	165	69
今回修正予想 (B)	22,043	247	165	0
増減額 (B-A)	—	—	—	△69
増減率	—%	—%	—%	△100.0%
(ご参考) 前期（平成 19 年 10 月期）実績	21,765	270	259	77

##### ii 個別

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)
前回発表予想 (A)	22,003	254	172	76
今回修正予想 (B)	22,003	254	172	7
増減額 (B-A)	—	—	—	△69
増減率	—%	—%	—%	△90.8%
(ご参考) 前期（平成 19 年 10 月期）実績	21,678	254	226	45

以 上